

令和2年第7回多賀城市教育委員会定例会議事録

- 1 会議の年月日 令和2年7月29日(水)
- 2 招集場所 市役所5階 501会議室
- 3 出席委員等 教育長 麻生川 敦 委員 浅野 憲隆
委員 菊池 すみ子 委員 樋渡 奈奈子
委員 根来 興宣
- 4 欠席委員 なし
- 5 説明のため出席した事務局職員
教育部長 松岡 秀樹
次長兼教育総務課長 阿部 英明
理事兼学校教育監 伊藤 克宏
副理事兼生涯学習課長 中野 裕夫
副理事兼文化財課長 佐藤 良彦
参事兼教育総務課長補佐 菊地 賢一
- 6 傍聴人 なし
- 7 記録係 教育総務課副主幹 佐々木 多恵子
- 8 開会の時刻 午後1時
- 9 議事日程
日程第1 前回議事録の承認について
日程第2 議事録署名委員の指名について
日程第3 諸般の報告
事務事業等の報告
日程第4 議 事
臨時代理事務 臨時代理の報告について(令和2年度多賀城市一般
報告第17号 会計補正予算(第5号)に対する意見)
議案第12号 多賀城市文化財保護委員会の人事について
議案第13号 指定管理者の候補者の選定方法について
議案第14号 指定管理者の候補者の選定方法について
議案第15号 令和3年度使用教科用図書の採択について
日程第5 その他

教育長

ただいまの出席者は5名であります。定足数に達しておりますので、これより令和2年第7回教育委員会定例会を開会いたします。

日程第1 前回議事録の承認について

教育長

はじめに、令和2年第6回定例会及び令和2年第2回臨時会の議事録について、承認を求めます。

議事録については、事前にお配りしておりますので、本日は朗読を省略いたします。

前回定例会及び臨時会の議事録について承認を求めますが、御異議はありますか。

(「ありません」の声あり)

教育長

異議がないものと認め、前回定例会及び臨時会の議事録については、承認されました。

日程第2 議事録署名委員の指名について

教育長

続きまして、議事録署名委員の指名を行います。議事録署名委員は、多賀城市教育委員会会議規則第21条第3項の規定により、教育長において、樋渡委員、根來委員を指名いたします。よろしく願いいたします。

日程第3 諸般の報告について 事務事業等の報告

教育長

これより本会議に入ります。

はじめに、事務事業等の報告をいたします。報告については、事務局職員に朗読させますので、よろしく願いいたします。教育部長。

教育部長

それでは諸般の報告を申し上げます。資料の1ページをお願いします。

令和2年第6回教育委員会定例会以降の事務事業の執行状況及び諸会議等の状況は、次のとおりです。

教育総務課関係ですが、6月30日、東豊中学校の屋内運動場大規模改造工事が完了しました。

7月1日、児童生徒の熱中症対策のため設置した、小中学校エアコンの稼働を開始しました。

7月10日、シルバー人材センターの協力により、市内小中学校10校において、児童・生徒の新型コロナウイルス感染拡大防止のため、放課後に教室等の除菌作業を行う「たがじょうクリーンスクールプロジェクト」を開始しました。

7月13日、天真小学校に勤務していた事務職員が、平成31年度中において、自身が担当していた学校徴収金449万7,901円を私的流用した件により、宮城県教育委員会から「免職」の懲戒処分を受けました。合わせて当時の管理職2人に対し、それぞれ「減給（1ヶ月）」、「戒告」の懲戒処分が行われました。本事案は全体の奉仕者である地方公務員としてあるまじき行為であり、組織として再発防止に取り組むよう徹底するとともに、教職員に対し綱紀粛正を通達いたしました。

また、7月14日、本事案に関する説明及び謝罪のため、天真小学校の保護者に対して説明会を行い、教育長が出席いたしました。

7月16日、「令和2年度第2回仙台地区教科用図書採択協議会」が多賀城市文化センターで開催され、同協議会での結果を踏まえて、本日の定例会に議案を提出しております。

7月27日、令和2年第3回市議会臨時会が開催され、本日臨時代理事務報告をいたします「令和2年度多賀城市一般会計補正予算（第5号）」について、原案のとおり可決されました。

次に、生涯学習課関係ですが、前回定例会以降に実施した主な社会教育事業等は、別表のとおりです。

次に、文化財課関係です。6月27日、速報展「平成31年度の調査成果 発掘された遺跡」、関連企画「多賀城市遺跡調査報告会」を多賀城市文化センターで開催し、29名が参加しました。

7月22日、歴史的食文化体験学習の一環として、そばの種まきを多賀城政庁跡周辺等で実施し、城南小学校6年生132名が参加しました。

以下別表といたしまして、社会教育事業等の開催状況でございます。

下段になります。令和2年7月29日提出、教育長名、以上で朗読を終わります。

す。

教育長

それでは、ただいまの報告について質疑はありませんか。樋渡委員。

樋渡委員

2ページの総合体育館の報告のところですが、7月2日、9日、16日の「おやこdeたいそう」については各回の総数が44名ということになりますでしょうか。それとも、3日間開催しての人数なのでしょうか。その上の「ひまわり体操」も61名で少し人数が多いので、1回あたりは十数名なのか、ソーシャルディスタンス的な間隔を開けて行っていたのかどうかをお伺いしたいと思います。

教育長

生涯学習課長。

生涯学習課長

御質問いただきました件については、延べ人数になります。それぞれの開催については、御指摘のとおりソーシャルディスタンスをとって、人数も従前より少なくして行っております。

教育長

ほかに質疑はありませんか

(「ありません」の声あり)

教育長

質疑がないものと認め、事務事業等の報告を承認します

日程第4 議事

臨時代理事務 臨時代理の報告について(令和2年度多賀城市一般会計
報告第17号 補正予算(第5号)に対する意見)

教育長

次に、議事に入ります。

はじめに、臨時代理事務報告第17号「臨時代理の報告について（令和2年度多賀城市一般会計補正予算（第5号）に対する意見）」を議題といたします。

内容につきましては、関係課長から説明をいたします。次長。

次長

議案資料の3ページを御覧願います。

臨時代理事務報告第17号「臨時代理の報告について」御説明を申し上げます。5ページお願いします。

これは、5ページでございますように、市長から、地方教育行政の組織及び運営に関する法律第29条の規定に基づき、令和2年度多賀城市一般会計補正予算（第5号）の調整について意見を求められましたことから、臨時代理により回答したので、報告するものです。

4ページを御覧願います。

こちらが、臨時代理書でございます。令和2年度多賀城市一般会計補正予算（第5号）の調整について、令和2年7月17日付けで異議ない旨回答しております。

ここから、7ページ以降の左上に臨時代理事務報告第17号関係資料と表示されております資料によりまして、順に内容を御説明いたします。

はじめに、10ページをお願いいたします。10ページでございます。

表の右から2列目の補正額の欄でございます。

補正額の欄一番下に、一般会計予算の歳入補正額の合計額が出ておりますが、今回の補正額の合計額は、2億8,813万6,000円です。

補正後の総額は、その右隣の欄に記載の337億7,800万3,000円となるものでございます。

次に11ページの表の欄で太枠で囲んだ10款教育費がございますので、御覧ください。

教育費の補正予算額については、太枠内の一番上の行右から2列目に記載されておりますとおり、1億7,730万1,000円を、増額するものです。

補正後の予算額は、その隣、51億922万5,000円となるものでございます。

今回は、1項の教育総務費から4項社会教育費までの補正になります。

内容につきましては、御説明いたします。

学校教育監

20、21ページをお開きください。歳出を説明させていただきます。

まず、10款1項2目事務局費で、5万円の増額補正でございます。

これは説明欄1、子どもの心のケアハウス運営事業に係る増額で、不登校等の児童生徒の自立、学校復帰を目的とする「たがじょう子どもの心のケアハウス」において、支援員の補助や児童生徒の活動補助を行う、大学生ボランティアに対し、交通費とボランティア保険への加入を行う経費であります。ボランティアによる活動期間は、令和3年3月までの予定です。

内訳は、9節旅費で通所のための交通費として4万7,000円、1人当たりの交通費、4,700円の10人分を見込んでおります。12節役務費は、ボランティア保険加入料となり、1人当たり300円の10人分でございます。

次長

22、23ページをお願いいたします。

次に、10款2項1目小学校費の学校管理費、8,763万6,000円の増額補正です。

説明欄1の学校施設維持管理事業（小学校）で1,200万円を増額するのでございます。

11節需用費1,080万円でございますが、新型コロナウイルス感染拡大防止策として、市内小学校6校分のハンドソープ、アルコール消毒液及び次亜塩素酸ナトリウム等を購入するもので消毒用品関係として1校当たり100万円の6小学校分600万円と、小学校図書館の蔵書購入費1校当たり80万円の6小学校分480万円、合わせて1,080万円でございます。

消毒用品関係でございますが、市内小中学校10校との意見交換、情報共有として、7月2日開催の校長会、7月3日開催の教頭会を踏まえ、コロナ第2波に備えることも含めた消毒用品等物品ニーズ調査を行いました。そのニーズ調査により、ハンドソープ、アルコール消毒液及び次亜塩素酸ナトリウムなどを所要量購入するものでございます。

小学校図書館の蔵書購入関係でございますが、文部科学省令和2年6月16日策定の新型コロナに関する「学校の新しい生活様式」において、学校図書館は児童生徒の拠点として、学習・情報の拠点として学校教育における重要な機能を果たすため、新型コロナ感染防止策として3密防止、十分な消毒のもと、図書館の機能を確保し、学びの保証に繋げることとされています。

そのため、読書活動をはじめ、子どもが学びを深め、教師が授業で使う統計

資料、新聞、画像、動画など多様な学習機能を拡充するための所要の蔵書を購入するものでございます。

1 8 節備品購入費 1 2 0 万円は、小学校図書館の蔵書購入に当たり一蔵書 5, 0 0 0 円以上の備品図書購入に要する経費、1 校当たり 2 0 万円の 6 小学校分の 1 2 0 万円でございます。

説明欄 2 の学校環境整備事業（小学校）で 4, 0 5 6 万円を増額するものでございます。

1 1 節需用費 6 万円は、小学校図書館である市内 6 つの小学校の図書室のエアコン設置工事に係る印刷製本費でございます。

1 3 節委託料 4 4 4 万円は、学校図書館エアコン整備設計業務委託料として 1 校当たり 5 0 万円の 6 小学校分 3 0 0 万円、当該エアコン設置工事に係るアスベスト分析調査業務委託として 1 校当たり 2 4 万円の 6 小学校分 1 4 4 万円で、二つ合わせて 4 4 4 万円でございます。

1 5 節工事請負費 3, 6 0 6 万円は、市内 6 つの小学校の図書室のエアコン設置工事に要する経費で、1 校当たり 6 0 1 万円の小学校 6 校分 3, 6 0 6 万円でございます。

学校教育監

次に説明欄 3、小学校学校教育活動支援事業で 3, 5 0 7 万 6, 0 0 0 円の増額補正で、これは市内小学校 6 校に学習指導員及びスクールサポートスタッフを配置するものでございます。

具体的に、学習指導員につきましては、新型コロナウイルス感染症の影響により、臨時休校によるカリキュラム調整及び 3 密を回避するための学習活動展開の必要性、並びに児童へのきめ細かな学習を保証するため、個別の学習支援や習熟度指導等への対応を行うもので、全小学校に 1 名ずつ配置いたします。

スクールサポートスタッフにつきましては、教員が児童の学びの保証に注力できるようにするため、新型コロナウイルス感染症対策及び資料準備や印刷帳合などの教員の業務を支援するために、全小学校に 1 名ずつ配置いたします。

内訳としまして、1 節報酬は、2, 0 4 1 万 2, 0 0 0 円で、学習指導員報酬として 1, 5 0 1 万 2, 0 0 0 円と、スクールサポートスタッフ報酬として 5 4 0 万円を計上するものです。

3 節職員手当等が 3 3 4 万 6, 0 0 0 円、4 節共済費が 9 8 7 万 8, 0 0 0 円、9 節旅費が通勤手当相当額としての費用弁償で 1 4 4 万円でございます。

学習指導員につきましては、退職教員や教員志望の大学生、NPO 教育関係者等幅広い人材を確保できるように、また、スクールサポートスタッフにつき

ましても、地域の幅広い人材の雇用を進めるため、ともにハローワークなどを活用し、募集を行ってまいります。

次長

次に、3項1目中学校費の学校管理費、5,842万5,000円の増額補正です。

説明欄1の学校施設維持管理事業（中学校）で800万円を増額するものでございます。

11節需用費720万円でございますが、先ほど小学校費で御説明しましたとおり、校長会、教頭会の会議を踏まえ、コロナ第2波に備えることも含めた消毒用品等、物品ニーズ調査のもと、新型コロナウイルス感染拡大防止策として、市内中学校4校分のハンドソープ、アルコール消毒液及び次亜塩素酸ナトリウム等を購入するもので、消毒用品関係として1校当たり100万円の4中学校分400万円と、中学校図書館の蔵書購入費1校当たり80万円の4中学校分320万円、合わせて720万円でございます。

18節備品購入費80万円につきましては、中学校図書館の蔵書購入に当たり一蔵書5,000円以上の備品図書購入に要する経費、1校当たり20万円の4中学校分の80万円でございます。

次に、説明欄2の学校環境整備事業（中学校）で2,704万円を増額するものでございます。

これは、先ほど、小学校費の学校管理費で御説明しました内容と同様で、中学校図書館にエアコンを整備する経費を各々計上しております。

11節需用費4万円は、中学校図書館である市内4つの中学校の図書室のエアコン設置工事に係る印刷製本費でございます。

13節委託料296万円は、中学校図書館エアコン整備設計業務委託料として1校当たり50万円の4中学校分200万円、当該エアコン設置工事に係るアスベスト分析調査業務委託として、1校当たり24万円の4中学校分96万円で、二つ合わせて296万円でございます。

15節工事請負費2,404万円は、市内4つの中学校の図書室のエアコン設置工事に要する経費で、1校当たり601万円の中学校4校分2,404万円でございます。

学校教育監

次に、説明欄3中学校学校教育活動支援事業として、2,338万5,000円の増額補正で、市内中学校4校に学習指導員及びスクールサポートスタッフ

を配置するものでございます。

具体には、先ほど小学校の事業で御説明いたしましたものと同様に、学習指導員につきまは、個別の学習支援や習熟度指導等に従事するように全中学校に1名ずつ配置いたします。同様に、スクールサポートスタッフにつきましても、教員の業務を支援するために、全中学校に1名ずつ配置いたします。

内訳として、1節報酬は1,360万8,000円で、学習指導員報酬として1,000万8,000円と、スクールサポートスタッフ報酬として360万円を計上するものです。

3節職員手当等が223万2,000円、4節共済費が658万5,000円、9節旅費が通勤手当相当額としての費用弁償で96万円でございます。

雇用につきましても、先ほど御説明いたしました小学校の支援事業と同様に、幅広い人材を確保するため、ハローワークなどを活用し、募集を行ってまいります。

生涯学習課長

次のページ24ページ、25ページをお願いいたします。

続いて4項社会教育費で、3,119万円の増額補正でございます。1目社会教育総務費で2,119万円の増額で、これは説明欄1生涯学習課庶務事務で、社会教育施設及び社会体育施設における感染症対策を一層推進し、コロナ禍にあっても生涯学習施設として学びの機会を十分に確保できるように、網戸の設置やその他必要となる物品を購入するものでございます。

11節消耗品172万5,000円は、主に所管施設においてソーシャルディスタンスを確保するための表示物や、文化センターそして地区公民館で使用するマイク用の消毒スプレー、そして直接ボトルに手を触れることなく手や指を消毒できるよう消毒液用スタンドの購入などをするものでございます。

13節委託料90万円でございますが、これは文化センター内の60か所の窓に網戸を設置する費用です。

15節工事請負費1,660万円は、大代地区公民館、総合体育館に網戸を設置する費用でございます。その事業費の内訳でございますが、大代地区公民館で1,600万円で、約55か所の窓に網戸を設置いたします。加えて、総合体育館で60万円の事業費を見込んでおりまして、トレーニング室、談話室、銃剣道場など10か所に網戸を設置するものでございます。

なお、網戸の設置で13節委託料、15節工事請負費と分けて予算計上させていただいています。これは文化センターの場合は既存のサッシ枠に網戸を据え付けるだけで、サッシ枠が元々ある訳なのですが、大代公民館と総合体育館

につきましては、網戸用のサッシを新たに作ってそこにはめるということになりますので、作業内容に応じて予算科目を整理しているものでございます。

また、大代地区公民館については、1,600万円という工事費でございますが、これは全ての窓に網戸を設置するもので、かつ既存の窓を活かして網戸を設置することができない構造となっているため、窓自体も全て一新するということの作業内容になっているところでございます。

続いて、18節備品購入費196万5,000円でございます。これは文化センター、地区公民館、総合体育館や市民プールで使用するものでございまして、ソーシャルディスタンスを確保するためのベルトパーテーション、ポールパーテーションなどの購入費用でございます。

文化財課長

次に、4項4目文化財保護費で、1,000万円の増額補正を行うものでございます。

説明欄、歴なび多賀城機能強化事業〔緊急経済対策〕ですが、これは、新型コロナウイルス感染症の影響により、本市への来訪者が減少している中で、観光客及び交流人口の増加、並びに市内消費活動の促進を目指して、スマートフォン等で市内に所在する歴史遺産を案内するアプリケーション「歴なび多賀城」に、市内飲食店や物販店、その他観光関連情報を追加するほか、既存の歴史コンテンツ、情報の中身を充実させるなど、より利用しやすいアプリケーションとなるよう機能強化を図るものです。

13節の委託料は、アプリケーションを起動させる基本OSを最新のものにするほか、新たに、指定したポイントを音声で解説するガイド機能や、市内の観光地、飲食店等を地図上で選択すると目的地までのルートを表示する機能など、既存アプリケーションへの機能追加、拡充を行うシステム改修の委託費でございます。

既存のアプリケーションの特色である、特別史跡で千年前の光景をコンピュータグラフィックスで再現できる機能に加えて、新たな機能を付加することで、さらに魅力あるものにしたいと考えております。

以上で、歳出の説明を終わらせていただきます。

学校教育監

続きまして、歳入の説明に入ります。16、17ページをお開きください。歳入につきましては御説明申し上げます。下の段16款2項7目教育費県補助金で4,079万2,000円の増額補正でございます。

2節、小学校費補助金で、2,447万6,000円の増額補正でございます。

説明欄1学校教育活動支援事業費補助金で1,704万4,000円の増額は、歳出予算で御説明申し上げました学習指導員雇用に係る事業費のうち、社会保険の事業主負担分を除く人件費に係る補助金で、補助率は10分の10です。

次に説明欄2スクール・サポート・スタッフ配置事業費補助金で707万2,000円の増額ですが、これも歳出予算で御説明申し上げましたスクール・サポート・スタッフ雇用に係る事業費のうち、社会保険の事業主負担分、旅費を除く人件費に係る補助金で、補助率は10分の10です。

3節、中学校費補助金につきましては、1,631万6,000円の増額補正でございます。

説明欄1学校教育活動支援事業費補助金で、1,160万2,000円の増額は、上の2節小学校費補助金と同じく、歳出予算で御説明申し上げました、学習指導員雇用に係る事業費のうち、社会保険の事業主負担分を除く人件費に係る補助金で、補助率は、10分の10です。

次に説明欄2スクール・サポート・スタッフ配置事業費補助金で、471万4,000円の増額ですが、これも歳出予算で御説明申し上げました、スクール・サポート・スタッフ雇用に係る事業費のうち、社会保険の事業主負担分、旅費を除く人件費に係る補助金で、補助率は10分の10です。

次長

教育委員会に関する歳入の予算関係でございますが、学校教育監が説明しました県補助金以外の歳入につきましては、16ページ、17ページの上段記載の15款2項1目総務費国庫補助金の説明欄、新型コロナウイルス感染症対応地方創生臨時交付金、1億6,303万3,000円、18ページ、19ページ中段記載の19款1項1目財政調整基金繰入金の説明欄財政調整基金繰入金2,331万1,000円において、教育委員会関係分に所要の財源を充当することとしております。

なお、参考として、本日追加でお配りしました臨時代理事務報告第17号関係資料ー2、多賀城市新型コロナウイルス感染症緊急経済対策第3弾でございますが、7月27日開催の多賀城市議会臨時会で可決されました補正予算の市全体の事業概要を掲載しておりますので、後ほど御参照願います。

以上で、臨時代理事務報告第17号「臨時代理の報告について」の説明を終わります。

教育長

ただいまの説明について質疑はありませんか。樋渡委員。

樋渡委員

23ページの教育総務課の小学校、中学校両方だと思いますが、例えば3の小学校教育活動支援事業の共済費で、これはちょっとわからなかったのですが、新しい学習指導員の方とスクールサポートスタッフの方の保険とかそういうものになるのか、それとも共済費ということは、既に職員となっている方の費用になるのかよくわからなかったので、教えていただきたいと思います。

教育長

教育部長。

教育部長

4節の共済費ですが、社会保険料等の計上につきましては、この4節の費目となりまして、正職員、会計年度職員を合わせた費用となります。今回計上しておりますのは、今回新たに任用を予定しております学習指導員等に係る社会保険料等の部分でございます。今回の任用に係る分でございます。

教育長

樋渡委員。

樋渡委員

そうしますと、報酬が2,041万2,000円で、それに対して、987万8,000円が共済費となっているので、報酬の約半分が諸費用、保険関係でプラスされると考えてよろしいでしょうか。

教育長

学校教育監。

学校教育監

保険料等々は多岐にわたっておりまして、労災保険料、雇用保険料、健康保険料、厚生年金保険料、子ども子育て拠出金等々がかけられますが、学習支援指導員10名、スクールサポートスタッフが10名となりますので、大きな金額にな

ります。

教育長

樋渡委員。

樋渡委員

わかりました。3分の1か4分の1くらいかなと思いましたが、大体2分の1くらいの額になっているかと思いましたがので質問させていただきました。

教育長

教育部長。

教育部長

これは事業主負担分になります。

教育長

樋渡委員。

樋渡委員

極端なことを言うと2,000万円の報酬に対して、事業主が1,000万の共済費を払っていることになります。3,000万近くのうちの3分の1が諸費用ということで考えてよろしいでしょうか。

一時的なスタッフの方でも市の職員となるので、厚生年金とかそういう対象になるということでしょうか。極端な例だと、10万円の報酬の方に、社会保険料などの分として5万円が諸費用として掛かるということでしょうか。そういう決まりになっているのか、全体として共済費がそんなにかかっているのかとびっくりしたので確認させていただきました。

教育長

社会保険料として色々入っているところだとは思いますが、確認して後から説明をお願いします。樋渡委員。

樋渡委員

学校の環境事業整備で、事業費に印刷製本費というところで、印刷製本費というのは委託された業者の方で印刷製本して持ってくるのとはまた別に、こちらで

も製本をしておくということでしょうか。

教育長

次長。

次長

印刷製本費については、今回図書室にエアコンを付ける際に図面が必要になりますので、図面を業者に作成いただくのに必要な費用となります。設計図面です。

教育長

樋渡委員。

樋渡委員

依頼したほうがそれをいただくのではないのでしょうか。

教育長

次長。

次長

はい。その設計図面分をお支払いする費用となります。

教育長

参事。

参事

依頼して設計図面を作成してもらうことになりますが、図面は何枚も必要になりますので、市が必要になる部分は複写することになり、その費用でございます。

教育長

根来委員。

根来委員

今回行う図書館のエアコンの整備の部分は、全校、普通教室にエアコンを整備した事業とは別の補助を受けて実施するということになりますでしょうか。

教育長

次長。

次長

新型コロナウイルスの交付金を受けまして、市町村で色々なメニューを考えて市町村独自で行うこととなります。その中で多賀城市では、学校の中でも図書館が学びの場所としてこれから重要な位置付けになりますので、普通教室にプラスαしてエアコンを設置しましょうということで、多賀城市独自の政策で国の交付金を使って行うものでございます。ですから、他の自治体では付けないところもございます。

教育長

根来委員。

根来委員

では、普通教室につけている事業とは別の名称の事業ということになってくるのでしょうか。

教育長

次長。

次長

はい。

教育長

根来委員。

根来委員

その中でもう少し教えていただきたいのですが、22ページの10款2項小学校費の中で、補正費が8,763万6,000円で国の支出金が5,256万円、県の支出金が2,447万6,000円と書いてあって、一般財源が1,060万円となっておりますので、市独自としては1,060万円ということよろしいでしょうか。

教育長

次長。

次長

そのとおりでございます。

教育長

根來委員。

根來委員

この国、県のお金というものは既に市に入っているものなののでしょうか。事業完了後に多賀城市に入ってくるものなののでしょうか。歳入の方には計上されていなかったようなので、どのタイミングで入ってくるものなののでしょうか。

教育長

次長。

次長

申請してからこれから入ってくるようになります。予算上は、財政調整基金繰入金等の中で教育員会に充当するものでございまして、教育委員会としては計上していない分でございます。

教育長

樋渡委員。

樋渡委員

元々は教室だけのエアコン設置で、図書館の設置は全く考えていなかったと理解してよろしいでしょうか。今回、コロナでの補助金ということで、それを図書館に充当するのは多賀城市独自の考えで、というところよろしいですね。学年を超えて利用する図書館にエアコンが無かったということは、児童さん方が暑いときに利用するのは今まで大変だったのかなと思います。それから職員室にはエアコンが設置されていると考えてよろしいでしょうか。

教育長

次長。

次長

まず、普通教室には全てエアコンが設置されております。特別教室でも、理科室、音楽室、図工室、パソコンルーム等、学校により一部はエアコンを入れているところもございます。今までですと、163の特別教室がありますが、その中で23教室にしかエアコンが入っていなかったところでした。それでエアコンの普及率が14%でしたが、今回特別教室の中でも図書室にエアコンを入れますので、163教室の内、33教室にエアコンが入り、20%のエアコン普及率となります。そのほか、職員室や事務室にはエアコンは設置しております。校長室にも入っております。

教育長

樋渡委員。

樋渡委員

心配になったので、すみません。今は、宿直室はないのでしょうか。

教育長

次長。

次長

はい。今はありません。

教育長

菊池委員。

菊池委員

23ページについて、生涯学習課長にお伺いします。文化センターと体育館と大代公民館に網戸を設置するということでしたが、山王公民館にはもう網戸は設置されているのでしょうか。

教育長

生涯学習課長。

生涯学習課長

はい。山王公民館につきましては、既に網戸が設置されております。当然なが

ら、すべての窓に網戸はついてはいないのですが、利用者が使用する施設には網戸がついておりますので、十分な換気ができるということです。

教育長

次長

次長

先ほど説明が十分にできなかった部分で、社会保険料の関係でございます。先ほど申しあげました共済費の関係で、事業主負担分として20名分でありまして、本人の報酬から引かれる部分とは別に事業主が負担する部分で雇用保険、健康保険、厚生年金、子ども子育て拠出金20名分を計上し、総額で530万円となっているところでございます。

教育長

そのほかございますでしょうか。

(「ありません」の声あり)

教育長

それでは、質疑がないものと認め、臨時代理事務報告第17号を承認します。

議案第12号 多賀城市文化財保護委員会の人事について

教育長

次に、議案第12号「多賀城市文化財保護委員会の人事について」を議題といたします。

内容につきましては、関係課長から説明をいたします。文化財課長。

文化財課長

それでは、議案第12号「多賀城市文化財保護委員会の人事について」説明させていただきます。

資料の27ページをお願いします。本案は、現在の多賀城市文化財保護委員の任期が、令和2年7月31日、今月末をもって満了となりますことから、新たに委員を委嘱するものです。

内容につきましては、議案第12号関係資料で御説明いたしますので、次のページを御覧願います。

資料下段に多賀城市文化財保護条例の抜粋を記載してございますが、この文化財保護委員会は、教育委員会の諮問に応じ、市指定文化財の指定及び解除、並びに文化財の保存活用に関する重要事項について調査審議するために設置するものです。

多賀城市文化財保護条例第6条第2項の規定に基づき、表記載の10名の方に文化財保護委員を委嘱することとするものです。今回の委嘱予定の10名の方々につきましては、全て再任となります。

なお、任期につきましては、多賀城市文化財保護条例第6条第3項の規定により2年となっておりますので、令和2年8月1日から令和4年7月31日までとなります。以上で説明を終わります。

教育長

ただいまの説明について質疑はありませんか。

(「ありません」の声あり)

教育長

それでは、質疑がないものと認め、採決に入ります。議案第12号について、御異議ありませんでしょうか。

(「異議なし」の声あり)

教育長

それでは、異議がないものと認め、議案第12号について原案のとおり決定いたします。

議案第13号 指定管理者の候補者の選定方法について

教育長

次に、議案第13号「指定管理者の候補者の選定方法について」を議題といたします。

内容につきましては、関係課長から説明をいたします。生涯学習課長。

生涯学習課長

それでは、29ページをお願いいたします。議案第13号「指定管理者の候補者の選定方法について」を説明させていただきます。

本案は、令和3年3月31日をもって、見出しの1に掲げます多賀城市社会体育施設等の指定管理者の指定期間が満了することから、見出しの2にありますとおり、令和3年4月1日から令和8年3月31日までの5年間の施設の管理運営を委ねる指定管理者の候補者を非公募、公募しないで選定するというをお諮りするものでございます。

はじめに、多賀城市社会体育施設等の指定管理の状況について御説明させていただきますので、33ページを御覧願います。

3の「現在の指定管理の概要」ですが、(1)に記載の7つの施設を対象に、(2)に記載の業務を指定管理者が行う業務とし、要約いたしますと、社会体育事業の実施、施設の貸出し及び施設の維持管理運営に関する業務を行っていただいております。指定管理期間及び指定管理者は、(3)及び(4)に記載のとおりです。

次のページをお願いいたします。

4の多賀城市社会体育施設等指定管理者評価委員会の概要について、御説明します。

まず、この指定管理者制度とは、これは民間事業者などに公の施設の管理運営を委ねるものです。その意図は、民間事業者のノウハウを活用することで、公の施設の管理の効率化、住民サービスの質の向上、行政コストの削減、地域の活性化などを図ることにあります。従いまして、民間事業者に管理運営を委ねた結果、その効果がどの程度のものであるかを、指定期間を通して評価する必要があります。そこで、「多賀城市指定管理者導入方針」に基づきまして、多賀城市社会体育施設等指定管理者評価委員会を設置し、現在の指定管理者による事業の効果を評価しました。

評価委員会につきましては、(1)に記載のとおり、7月10日に開催し、各評価委員には、事前に指定管理者の評価に必要な資料を配付させていただき、会議当日には配付資料の説明、指定管理者への質疑応答などを行い、評価していただきました。

評価委員は、(2)に記載の7名で、「多賀城市指定管理者導入方針」に基づき、選任しております。

(3)の評価方法ですが、評価項目は14項目で、5点満点の6段階で採点し、次のページをお願いします。この項に記載のとおり、評価委員1人当たり70点、全体で490点を満点としました。そして、合計点の6割、294点以上を合格とし、合格につきましても優・良・可の3段階に区分して評価することとしまし

た。

評価の結果ですが、実際の評価に当たって使用した「評価基準及び採点表」を基に御説明しますので、37ページをお願いいたします。こちらが、評価基準・採点表でございます。

始めに、評価項目ですが、表の一番左側にありますとおり、「施設運営の方針・理念」から、「収支等」、「運営体制」、「維持管理」、「施設の貸出し」、「事業運営」、「広報」及び「地域連携、地域貢献等」など、指定管理者による施設の運営について、多角的に考察できるよう設定させていただきました。評価視点と評価点数につきましては、表の左下とおりで、3点以上の場合、十分な能力を有しているということになります。

その上で、各評価委員には、それぞれの審査項目について、指定管理者提出の実績報告書や質疑応答をもとに評価していただきました。

表の右側のAからGまでのアルファベットは各評価委員を表しており、記載の数値は、各評価委員の採点内容となります。

結果といたしましては、いずれの委員も全ての項目において、「満足できる/十分な能力を有している」という「3点」以上の評価となっており、合計点につきましては、表の右下、総合得点の欄にありますとおり、365点で、合格の(良)、100分率にいたしまして、74.5%という評価をいただきました。

次のページを御覧ください。こちらは、評価委員からの意見一覧です。採点に併せて、期待できる点と今後の課題について、自由記述により意見を提出していただいたものです。

以上、現在の指定管理の状況と評価結果について御説明いたしました。本案につきましては、冒頭にも申し上げましたとおり、次の5年間の指定管理候補者の選定方法を決定するものでございます。そして、その候補者を非公募、つまり公募によらないで選定するというところをお諮りするものです。

30ページにお戻り願います。ここでは、指定管理者を非公募により選定する理由等について整理しております。

まず、(1)の法的根拠及び条件でございますが、枠で囲まれた上の表を御覧願います。ここでは、「多賀城市公の施設に係る指定管理者の指定手続等に関する条例」第2条の規定により、指定管理者に公の施設の管理を行わせようとするときは、原則、公募するものとあります。ただ、同条ただし書の規定により合理的な理由がある場合は、公募によらないことができる。つまり、非公募で選定することも可能となっております。

では、非公募により選定する場合の合理的理由とは何かということでございますが、枠で囲んだ下の表を御覧願います。

こちらは、「多賀城市教育委員会公の施設に係る指定管理者の指定手続等に関する条例施行規則」でございます。こちらの規則第2条に具体的な合理的な理由を規定しておりまして、本案は、第2条第2号及び第3号に適合することをもって、非公募の根拠とするものであります。第2号は、地域の人材活用、雇用の創出等地域との連携が相当程度期待できることということでございます。そして、第3号でございます。現にその管理の委託を行い、又は指定管理者による管理を行っている公の施設にあっては、当該公の施設を管理しているものが引き続き管理を行うことにより、当該公の施設に係る安定した行政サービスの提供及び事業効果が相当程度期待できるものという、この二つの規定を基に非公募による選定を行いたいと考えているところでございます。

31ページを御覧願います。

(2)の非公募により選定する理由、いわゆる具体的な判断根拠ですが、これは、只今、手続規則第2条第2号及び第3号に適合すると申し上げましたが、そのように判断した具体的根拠を3点整理したものです。

1点目は、アの理念・方針であります。本市のスポーツ行政の目指すべき姿に照らした現指定管理者の取組み、現状は、市民スポーツ社会の推進を掲げ、多くの市民がスポーツに親しんでいる姿を目指しており、スポーツ機会の充実に加えて、スポーツを通じた地域コミュニティづくりをも進めていくこととしております。そうした中、現在の指定管理者である特定非営利活動法人多賀城市民スポーツクラブ、以下「クラブ」と呼ばさせていただきます。クラブは、生涯スポーツ社会の構築の基、「市民による市民のためのスポーツ」として、多くの市民が指導者やボランティア等となり市民活動団体であるクラブに参画し、地域の人材活用を推進し、事業実施に繋げております。これは、本市が進めている市民活動、市民協働の促進の一翼をも担うものであり、継続、発展させていく必要があると考えております。さらに、クラブは、多賀城市民を中心に近隣地域の住民を職員として採用しており雇用創出の観点からも、これを維持していく必要性があると認識していることにあります。

2点目としては、イの具体的な成果でございまして、今期、平成28年度から平成31年度までの4年間では、主に次に掲げる成果を上げていることにあります。施設利用者数が震災前の状況まで回復し、概ね安定した施設利用者数を確保していること。特に、指導者派遣事業の開催実績が年々上昇傾向にあり、地域密着型の事業展開がなされていると判断できることにございます。

そして、スポーツ人口の底辺拡大を図るため、市民プールにおいて、65歳以上のシニア層の利用料金を半額としたこと。夏休み期間においては、小中学生への施設の無料開放を行ってきたこと。総合体育館においては、利用者アンケート

の結果を踏まえ、談話室の備品等の更新を図るなど、常に利用者に寄り添ったサービスの向上に努めてきたこと。

総合体育館の照明設備のLED化を進め消費電力の削減に努めるなど維持管理コストの削減に努めてきたことがございます。

3点目は、ウの評価委員会の結果でございます。全体で490点中、365点で、「合格（良）」であったこと。さらに、評価委員会からは、「地元の人材雇用や地域との連携も図られていることを踏まえ、非公募で引き続き施設の管理運営を担っていただいているかどうかとの意見も提出されたことであります。

つきましては、以上の視点から次期指定管理者の候補者の選定方法については、手続条例第2条ただし書及び手続規則第2条第2号及び第3号の規定により、非公募により次期指定管理者の候補者の選定することが適当と判断するものであります。

次に、今後の予定について御説明させていただきます。36ページを御覧ください。

本日、本案のとおり決定をいただきましたならば、表の1段目にあります行政経営会議を経て、表の2段目にあります市民スポーツクラブに対して、次期指定管理に関する業務仕様書などを提示し、提案書をはじめとした申請書類の提出を求めることとします。

提案書などの内容については、表の3段目、10月上旬を予定としております選定委員会において審議を行い、これが合格となりましたら、次期指定管理者の候補者として選定させていただくこととします。

その後、改めて教育委員会定例会等で御審議いただき、最終的には市議会の議決を受けて次期指定管理者の指定を行うこととなります。

以上で、説明を終わらせていただきます。

教育長

ただいまの説明について、質疑ありませんか。根來委員。

根來委員

2点お尋ねをします。1点目は、非公募することの理由としての人材活用という点が挙げられており、また、評価委員の方からもそのような意見がありましたと強調されておりました。その、地域の人材を活用している、雇用を創出しているという具体的な事柄がわかりましたら教えていただけますか。

2点目は、別添資料1の評価のところなのですが、どの項目も良い悪いがあるのですが、その中で法令順守や情報公開のところはすべての項目の中で比較的下

の方の評価になっているのかなと思うのですが、これは法令遵守やセキュリティを含めた評価でよいのか、それとも情報公開の方がよいのかどちらがいい評価になっているのか、もしわかるのであれば教えていただきたいと思います。

教育長

生涯学習課長。

生涯学習課長

まず、1点目の地元の人材雇用であったり、地域との連携についての部分でございますが、今現在、市民スポーツクラブでは25名の職員がおり、そのうちの13名が地元多賀城市民となっているところでございます。従いまして25分の13となり、約52%が多賀城市民と極めて高い水準であると考えております。加えて、地域との連携の部分でございますけれども、これは市民団体ということで色々な会員さんがいるわけでございますけれども、会員については約80名から90名で推移しているところでございます。そして、各事業を実施するにあたりましては、指導者の他にボランティアも募っております。ボランティアもその事業によって人数が色々異なりますけれども、常に充足した人数が担保されているところでございます。そして、何よりも地域連携の制度としましては平成24年度からだったかと思うのですが、地域への派遣事業、健康指導の派遣指導を行っております、その開催実績と、それからその事業への参加実績が右肩上がりとなっているところでございます。これはどういったことなのかというところなのですが、各地域、町内会であったり、PTAであったりとか、民間の事業所さんであったりそういったところから、例えば、ちょっと体を動かすような運動をしたいんだけど、誰か指導者を派遣してくれませんか、こういう教室をしたいのだけでも教えてくれませんか、というような事業があり、その要望が増えてきているということがあります。多賀城市のスポーツ行政としてはそのような活動を活性化させて、スポーツ人口の裾野を広げるといったところもございまして、それによって地域とのコミュニティが築かれるという部分もございしますので、それはとても高く評価されると思っているところでございます。

2点目の御質問につきましては、二つの評価事項を設けさせていただきまして、情報セキュリティ、個人情報保護、また、情報公開も入っており、二つの両面の事項を抱えて委員さんには評価いただいております。実は、それぞれの各委員さんが、なぜこの項目にこの点数を付けたのかという理由付けは求めておりません。ですから、会議当日の質疑応答などを見て類推するしかないのですけれども、この項目においては、資料の38ページの自由記述をいただいている部分にも御

質問をいただいた項目について触れている部分が見当たらないというところがございます。会議当日のやり取りを見ましても、特段この項目については無かったものでございます。

教育長

根来委員、よろしいでしょうか。

根来委員

はい。

教育長

樋渡委員。

樋渡委員

色々なところでとても真摯に活動に励まれていると思うのですが、やはり15年近く同一の団体がされているということは、ある意味で風穴を開けるというか、公募による緊張感というのが必要なのではないかと思います。それと、今の管理者の多賀城市民スポーツクラブさんというのは非営利団体ということで、長い間、15年間されている中で、スタッフの方々も入れ替わっているのかなと思います。多賀城市民の方が、50%以上就労されていると評価はできると思うのですが、先ほど申し上げたこともマイナスポイントとして頭の中に入れておいていただければと思います。あと、先ほどLEDへの変更ということでお伺いしたのですが、前に色々な予算に関しての報告をお伺いしたときに、それは市の方で充当しているのではないかと思ったのですが、いかがでしょうか。

教育長

生涯学習課長。

生涯学習課長

2点御質問いただきまして、先に後からの方のLEDについて御説明させていただきます。LEDについては、市がやっている施設もございますが、こちらの施設につきましては、指定管理者自らの裁量の中で、独自の補助金を活用して実施したというところがございます。それをやるにあたりましては、親であります市との協議事項でございまして、市の方で行っても良いということで決定したことで実現したことは事実であります。確かに、この施設は平成17年度から指定

管理制度を導入しまして、多賀城市民スポーツクラブが運営を行っているところであります。公募をすることで、いわゆる競争原理が働くというようなところもあるかとは思いますが、やはりその部分につきましては、その都度その都度評価を行い、評価した結果でございます。

また、市民による市民団体ということで、雇用につきましても、あくまでも多賀城市民を優先的に雇用しているところでございまして、そこで働く方々の終身的な雇用を担保する必要性もあると思われまして、最終的には客観的に見ても評価結果が良い結果でありますので、そこを鑑みた結果での御提案でございます。

教育長

樋渡委員。

樋渡委員

評価委員の方々がどのようなお考えなのかはわからないのですが、アンケート調査等も参考にして評価されているのでしょうか。直接市民の方のアンケートの声というのは、その評価委員さんだけではなくて、他のところに上がってくるといことはないのででしょうか。アンケートが100%ではないのですが、参考意見として、プラスだけではなくマイナスの意見もあるのかと思いました。意見を出す場合には、良い意見より悪い意見が強調されることも多いと思いますが、物言わぬ利用者の声というか、全体的な印象も入ってくれば良いと思います。

教育長

生涯学習課長。

生涯学習課長

はい。アンケートというのは、指定管理者自らが行っているアンケートでございまして、そのアンケートの結果についても実績報告書に入っております。それに基づいて各評価委員さんが評価を行ったものでございます。ただ、先ほどお話しにありました、物言わぬ利用者の声につきましては、各施設にはさざんか提言箱という意見箱を設置させていただいております。そこを利用された方が施設に対しての事であったり、それ以外にも自由に御意見を記入していただくことができるのですが、そこには良いお言葉もあればそうでないようなお話もいただく訳でございます。しかしながら、私がここに着任して3年目となりますが、こちらの施設については、いわゆるマイナス点での記載は今までございません。

また、広い意味での話にはなりますが、毎年市民アンケートというものをさせ

ていただいております。その中には市民スポーツクラブが、とか総合体育館が、とかそういう細かい単位での設問はございませんが、スポーツに関する設問を設けさせていただいており、その中で週に何回スポーツをしていますか、などの質問があるのですが若干微増しているという傾向もございますので、そのような結果を見ますと、少しながらも市民スポーツクラブの成果もあるのではないかと考えているところでございます。

教育長

そのほか、質疑ありませんか。

(「ありません」の声あり)

教育長

それでは、質疑がないものと認め、採決に入ります。議案第13号について、御異議ありませんでしょうか。

(「異議なし」の声あり)

教育長

それでは、異議がないものと認め、議案第13号について原案のとおり決定いたします。

議案第14号 指定管理者の候補者の選定方法について

教育長

次に、議案第14号「指定管理者の候補者の選定方法について」を議題といたします。

内容につきましては、関係課長から説明をいたします。生涯学習課長。

生涯学習課長

それでは、議案第14号「指定管理者の候補者の選定方法について」を説明させていただきます。

本案は、令和3年3月31日をもって、現在の多賀城市文化センターの指定管理者の指定期間が満了することから、見出しの2にありますとおり、令和3年4月1日から令和8年3月31日までの5年間の施設の管理運営を委ねる指定管

理者の候補者を公募により選定するという事をお諮りするものです。

はじめに、多賀城市文化センターの指定管理の状況について説明させていただきます。43ページを御覧願います。

3の「現在の指定管理の概要」でございます。(1)に記載の施設を対象に、(2)の指定管理者が行う業務の範囲ですが、包括的に申し上げますと、芸術文化事業の実施、施設設備の貸出し及び施設の維持管理運営に関する業務を行っていただいております。

指定管理期間は、(3)に記載のとおりで、指定管理者は、(4)に記載のとおり、2社による共同事業体、JM共同事業体に管理を行っていただいております。次のページをお願いします。

4の多賀城市文化センター指定管理者評価委員会の概要について、御説明します。評価委員会は、(1)に記載のとおり、7月8日に開催し、先の社会体育施設等の次期指定管理者の候補者の選定方法についての議案で御説明した内容と同様に、各評価委員には、事前に指定管理者の評価に必要な資料を配付させていただき、会議当日には配付資料の説明、指定管理者への質疑応答などを行い、評価いただきました。

評価委員は、(2)に記載の7名を選任しております。(3)の評価方法ですが、評価項目は14項目とし、評価項目ごとに5点満点の6段階で採点することとし、評価委員1人当たり70点、全体で490点が満点としました。

そして、合計点の6割、294点以上を合格とし、合格も3段階に区分して評価することとしました。

評価の結果についてですが、47ページをお願いいたします。47ページです。

評価基準・採点表でございます。評価項目は、表の一番左側にありますとおり、施設運営の「方針・理念」から、「地域連携、地域貢献等」など、先の議案で御説明したものと同様の評価項目で、指定管理者による施設運営について、多角的に考察できるよう設定させていただきました。

評価視点と評価点数につきましては、表の左下のとおり、3点以上の場合、十分な能力を有しているということになります。その上で、各評価委員には、それぞれの審査項目について、指定管理者提出の実績報告書などを基に評価していただきました。

表の右側のAからGまでのアルファベットは各評価委員を表しており、記載の数値は、各評価委員の採点内容となります。

結果としましては、表の右下、総合得点の欄にありますとおり、335点で、合格の(可)100分率で68.4%という評価をいただきました。

次のページを御覧ください。こちらは、評価委員の意見一覧です。採点に併せ

て、期待できる点と今後の課題について、自由記述により意見を提出していただいたものです。

以上、現在の指定管理の状況と評価結果について御説明いたしました。本案は、冒頭にも申し上げましたとおり、次の5年間の指定管理候補者の選定方法を決定するものです。そして、その候補者を公募により選定するというをお諮りするものです。

40ページにお戻り願います。40ページでございます。

(1)の法的根拠につきましては、先ほどの議案で御説明いたしましたとおり、指定管理者の候補者の選定方法につきましては、原則、公募となっております。この原則に基づき、公募により選定する理由につきましては、41ページを御覧願います。

要約し、申し上げますと、まず、文化センターの位置付けは、文化によるまちづくりを推進している本市にとって、東北随一の文化交流拠点の中核施設となっております。そうした中、現在の指定管理者による運営は、第2期10年目に入っており、平成22年度以前の直営時期と比較し、「コストの縮減が図られている」、「主催・共催事業が増加しており、市民が多様な文化芸術に気軽に触れられる機会が創出されている」、「主催・共催事業のほか、貸館利用も増加しており、施設利用者数が大きく増加している」、「若者層を中心に全国的に文化センターの知名度が向上している」といった成果が上がっており、また、施設の維持管理についても適切になされているところであります。

ただし、令和2年7月8日に開催した多賀城市文化センター指定管理者評価委員会において、総合評価は「合格（可）」となっております。次期指定管理者の候補者の選定方法についても、「多賀城市の文化や歴史のまちといった本市の特性を活かす視点がやや不足している」、「現指定管理者でなければ実施できないと考えられる事業がさほど見受けられない」といった観点から、「広く公募した方がより期待ができる」との意見が示されていること。

文化センターは、本市の文化交流拠点の一つとして、「文化芸術から受けた刺激を自分なりに表現できる機会の創出」、「文化に触れ、自ら実践するだけでなく、文化的活動を通じた交流を誰もが行える機会の創出」や「様々な創造の種を蒔き育てる環境」を目指しており、事業の企画・運営については、さらなる進化・発展を期待したいところであること。

については、指定管理者制度を導入する意図が、民間事業者のノウハウを活用することで、公の施設の管理の効率化、住民サービスの質の向上、行政コストの削減、地域の活性化などを図ることにあることから、公募による競争原理により、より質の高い施設の維持管理運営が相当程度期待できるのではないかと判断し、

公募による選定とするものであります。

次に、今後の予定について御説明させていただきます。46ページを御覧ください。

本日、本案のとおり決定をいただきましたならば、行政経営会議を経て、次期指定管理者候補者の募集を実施します。その後、選定委員会を開催し、ここで最も評価の高かった応募者を、次期指定管理者の候補者として選定させていただくこととします。

つきましては、改めて教育委員会定例会で御審議いただき、最終的には市議会の議決を受けて次期指定管理者の指定を行うこととなります。

以上で、説明を終わらせていただきます。

教育長

ただいまの説明について、質疑ありませんか。樋渡委員。

樋渡委員

47ページの評価のところなのですが、評価委員の先生方がご自身の考え方を反映されていると考えるときにCとFの方に関しては、事業運営について2点とか1点とか、かなり厳しい結果を出されているという感想なのですが、数字を平均化するのではなく、あまりにも良い点数とあまりにも悪い点数はカットするかそういうことも評価をする場合には必要になってくるのかなと思います。かなり厳しい評価になっているのは、思いが強くて厳しいのか、正当に評価されていない厳しさなのかそれによって、個人ごとの評価が変わってくるのかなと思います。公募自体はいいとは思いますが、評価の際に7名の先生方の評価で決めるというときに68%の評価ですから、厳しい評価の中で65%以上の点数だから良いのではないかと感じました。前のスポーツ団体の評価は、皆さんバランスよく点数が付けられていたという中で、数字だけが評価として成り立つのかというのがとても難しいなというのが正直な感想です。特に多賀城市として、地域性とか歴史のまちの多賀城文化センターということで、もっと独創性を発揮してほしいというのがあるかもしれないのですが、評価の仕方を評価するというものも、もう少し、ただ数字だけではなくて考えていただければいいのかなと私の感想としてありました。催し物も、色々魅力的な催し物を行っていて、イベントとか、児童生徒を対象とした事業というところはかなり頑張っていると思うので、逆にこれだけ厳しい採点がされているのは、その辺りを評価項目に入れていただいた方がもっと文化センターのトータルの評価を反映した結果になるのではないのかなと思いました。個人的にはパリオペラ座の方がいらっしゃった公演とか、と

ても素晴らしい企画があつて、なかなか企画が持つてこられない中で、また、企画自体も2, 3年前から色々やっているので、すぐに評価ができないというのもあると思います。10年となっていますが、催し物をするには準備段階がありますので、かなり時間的にかかるものではないかなと思っています。子供たちとか市民を色々対象とするサービスというところも大切だとは思いますが、項目として評価するのであれば、もっと項目を増やした上で評価するのもいいかなと思います。

教育長

生涯学習課長。

生涯学習課長

御指摘のとおりとも思っています。

ただ、ここで公募するという事は、現在の指定管理者さんに行っていたことが駄目なんだということではございません。当然、競争した結果として引き続きお願いするという事もございます。今回、やはり第三者による結果は、事実としまして、評価委員会の結果は大変重要なものだろうと考えております。そうしたときに、全体を見れば合格だと、そこは非常に認めております。結果のとおりでございます。ただ、全体である森を見に行くの良いのだけれども、各委の評価、それぞれの木を見ますとどうなんだということで、委員それぞれの思いも様々あると思いますが、特に着眼しましたのは、樋渡委員からも御指摘のありました事業運営の部分で低い評価がなされているのが散見されたというところです。この部分は、現在の指定管理者さんにも結果をバックしております。少なくとも、来年の3月31日までは皆さんに引き続きやっていただきたいので、この結果を見てモチベーションを下げるのではなく、むしろ、結果を見てもう少し頑張っていたきたいなという励ましのメッセージを届けたところでございます。これも類推でございますから何とも申し上げにくいのですが、隣の48ページを御覧いただきたいと思うのですが、体育施設と異なって2の評価がずいぶん多いと思われるのですが、私には一定以上の評価はいただいていると思いますが、期待感を持って、もっと高みを目指してほしいというような思いが強く出ている内容かなと、ちょっと思っているところがございます。そういった点数や御意見を参考にいたしますと、今の指定管理者さんから、もっとすごい提案が提出されるのではないかと、今はこのくらいの成果を出しているんだけど、もうちょっと頑張れる、ホップステップジャンプする可能性もございますので、そういったことも踏まえまして公募させていただくということで考えておりま

す。ただ、委員さんからいただいた御意見はもっともだと思しますので、次回以降参考にさせていただきたいと考えております。

教育長

菊池委員。

菊池委員

地域芸術文化の振興で1の方がいらっしゃいましたね。トータルでも20点という一番悪い項目になっております。仕事柄、とてもここは責任を感じております。これは5年間やってくれた企業の方を評価して、プラスしてまた頑張ってもらいかどうか判断するところなので、この評価は樋渡委員さんがおっしゃったように、7人いたら一番良い点数と悪い点数を除いてその中でどうだったかというところをやはり見ていった方が公平なのではないかと思えます。片や4で、片や1ということは、本当に中身が分かっている方なのか、理解をどのくらいしているのかをこちらで疑ってしまう点がありますので、やはり指定管理者の点は上下の評価を取って中身で見た方が良いと思えます。

それと、もう1点確認ですが、5年前も公募して、両方見てそれでまた2期目になったんですね。

教育長

樋渡委員。

樋渡委員

項目を広くしていただいたら、もっと良い結果が出たのではないかと思います。

特に、地域芸術文化の振興の部分で、地域ということでは、市民祭り等、色々芸文協会さんの方が参加されたりとか熱心にされたりしているのではないかなと思うので、その辺の項目が具体的にあれば、ここでは児童生徒や親子という限られたことで、なおさら厳しい結果になっているのではないかなという気がします。例えば、高齢者の方の踊りとか色々な場面がある訳ですが、その辺も項目に入ればもっと評価が良くなったのではないかと思います。今後、質問形式とか、評価項目の引き出しを広くしていただくと、もっと違うかなと思いますので御検討いただければと思います。よろしく願いいたします。

教育長

生涯学習課長。

生涯学習課長

評価項目の、地域芸術文化のところにつきましては、実は、私どもが指定管理者にお願いするにあたり仕様書に記載しているところでございます。ですから、仕様書に書いてある以外の部分を評価していただくわけにはいきませんので、仕様書に謳っている内容を評価項目に落とし込んでいただいているところでございます。その中で、確かにこれは一つにしているけれども二つの方が良いのではないかという部分もございましたので、それは次回以降、しっかりと検討させていただきたいと思っております。

教育長

根来委員。

根来委員

今、評価の話が出たのですが、これは評価するのが難しいのかなと私は思います。というのは、供給量の問題があると思います。アーティスト、供給側が絶対的にたくさんいる中で、もっと多賀城らしさというところの芸術文化となりますと、ミュージシャンなどの供給量に比べたらかなり少ないのかなと思います。回数とか人数ではなくて、分母がどのくらいあってどの程度の提供ができていたのかという評価もあった方がいいのかなという感想です。地元の少数グループで多賀城らしさを表現する団体もありますが、文化センターはすごく大きな施設なので1団体では参加、開催しにくいけれども何か大きなイベントがあればそこに混ざることができるという団体もあるはずなんですね。そういう実態も踏まえて、工夫しているかというところの中での芸術文化への評価ということで、どのようにすればよいかは具体的にはわかりませんが、そういう視点での評価をするつもりで仕様書の方も工夫していただきたいと思います。

教育長

菊池委員。

菊池委員

色々なイベント開催の中で、座席が余りそうな場合に、子供たちを後ろの方の席を開けて見せてくださっていますよね。そういうことも分かっての1なのかなってというのが思ったんです。ですから、そういうことをしているのに1ってというのはかなりショックですね。

教育長

樋渡委員。

樋渡委員

普通1は付けないと思いますので、それだけ思いが強いのか、お考えとしてかなり厳しい方なのかですね。皆さん、運営や事業でどのようなことをされているかというところに特に着眼して点数をつけていらっしゃるかとは思いますが。ただ、指定管理者としては、あくまでもプラスにならないといけないので、人がたくさん呼べるような魅力ある催しも必要になってきますし、それプラス、多賀城独自のものという難しい中でも色々頑張ってもらってるんじゃないかという気がします。

教育長

生涯学習課長。

生涯学習課長

たくさんの御意見をいただきましてありがとうございます。これは私自身、事務局としても、委員さん方と同様に1という評価を見て、正直えっと思った部分がございます。当然、このような評価をどのように見るのかと考えた部分でございます。先ほど出ました、小中学生を空いている座席に入れたりという話は、この前の実績報告では、そういった視点でのプレゼンはあまりなかったかなというところが正直でございます。それはプレゼンが悪いということではございません。非常に幅広い領域を、限られた時間で書面を基に説明しますので、全て一から十まで網羅した説明ができなかった部分もでございます。そこもちょっと反省点かなと思います。評価委員会などを開催するにあたっての時間の設定についても、今後検討したいと思います。それから、評価軸の部分でございますけれども、でこぼこの部分については両端を切ってというところで、切ったら切ったで、結局中心化した意見になってしまうということもでございます。最終的に市議会に行くというところで、でこぼこをどう見るかということもでございますから、今日御指摘いただいた御意見も参考にしながら、今後全庁的なことでもございますので、生涯学習課、教育委員会だけではなく他の部署でもこのような取組をしておりますので所管する部署にも働きかけをしてみたいと思います。

教育長

そのほか、質疑ありませんか。

(「ありません」の声あり)

教育長

それでは、質疑がないものと認め、採決に入ります。議案第14号について、御異議ありませんでしょうか。

(「異議なし」の声あり)

教育長

それでは、異議がないものと認め、議案第14号について原案のとおり決定いたします。

議案第15号 令和3年度使用教科用図書採択について

教育長

次に、議案第15号ですが、文部科学省初等中等教育局長通知、「教科書採択における公正確保の徹底等について」において、「教科書採択については、教科書発行者に限らず、外部からのあらゆる働きかけに左右されることなく、静ひつな環境を確保し、採択権者の判断と責任において公正かつ適正に行われるよう努めること。教科書採択に係る教育委員会の会議を行うに際しては、静ひつな審議環境の確保等の観点から検討を行い、会議の公開・非公開を適切に判断するとともに、傍聴に関するルールを明確に定めるなど、適切な審議環境の確保に努めること。」とされておりますことから、本件につきましては、「多賀城市教育委員会会議規則第5条」の規定に基づき、秘密会としたいと思いますが、御異議ありませんか。

(「異議なし」の声あり)

教育長

異議がないようですので、これより秘密会といたします。
それでは、関係課長以外は、暫時、退室願います。

(生涯学習課長、文化財課長 退室)

(秘密会の会議録については、別途作成)

教育長

それでは、関係課長等に入室願います。

(生涯学習課長、文化財課長 入室)

日程第5 その他

教育長

次に、日程第5その他に入ります。各委員等から特に議題としたい事項等がありましたらお願いいたします。

(「ありません」の声あり)

教育長

以上で、本日の議案等の審議をすべて終了いたします。

これをもちまして、令和2年第7回教育委員会定例会を閉会いたします。

午後3時12分閉会

この議事録の作成者は次のとおりである。

教育総務課副主幹 佐々木 多恵子

この議事録の正確なことを認め、ここに署名する。

令和2年8月26日

多賀城市教育委員会

教育長

印

委員

印

委員

印